

新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係る企画提案募集要領

7 新総合情第554号

令和7年4月24日

総合政策部長決定

このたび、新宿区では、業務システムのクラウド化及び教育ネットワークを再整備したことに伴い、従来のネットワーク管理支援業務も見直しを行うこととなりました。

このネットワーク管理支援業務に際しては、ネットワークに関する高度な専門知識と実績等を有する事業者への業務の委託を予定しており、当該ネットワーク管理支援業務委託に係る事業者の選定のため、区が提示する要件に基づいた企画提案を公募し、プロポーザル方式による企画提案の総合評価を実施することといたしました。

つきましては下記のとおり、企画提案の募集を行いますので、提案を希望される事業者は、指定期限までに参加申請書、企画提案書、その他必要書類の提出をお願いいたします。

記

1 基本方針

事業者は、以下に掲げる事項をネットワーク管理支援業務委託に係る基本方針とし、本書に掲げる要件等に基づき、最適な企画提案を行うこと。

- (1) 安定的なネットワーク運営の提供
- (2) セキュリティの高いネットワーク管理

2 企画提案の範囲

- (1) ネットワーク管理支援体制
- (2) ネットワーク管理支援業務運用
 - ・ 経常業務としてネットワーク監視・セキュリティ設定・ログ確認等、ネットワーク運用に係る事項
 - ・ 構成管理として簡易なネットワーク構成変更や新規ネットワーク構成の技術的なアドバイス等のネットワーク構成に係る事項
- (3) その他、本委託業務に必要な事項等

3 応募資格等

- (1) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、拠点数100以上かつ接続ノード3000以上のネットワークの構築かつ運用の受諾実績があること
- (2) Cisco Certified Internetwork Expert 認定資格者を有すること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティ

ティマネジメントシステム)の認証を取得していること。

- (4) メーカーを問わず機器の取り扱い(調達及び保守)が可能であること。
- (5) 引き続き5年以上、情報処理業務に関連する事業に従事していること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (7) 会社更生法又は民事再生法にもとづく更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱にもとづく指名停止期間中でないこと。
- (9) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置期間中でないこと。

4 参加手続等

- (1) 企画提案募集(プロポーザル)に応募する事業者は、「新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係るプロポーザル参加申請書」及び上記「3応募資格等」の事項を具体的に明記した文書(書式は任意)を提出してください。
 - (2) 提出部数 1部
 - (3) 提出期限 令和7年5月19日(月)午後5時
 - (4) 提出先 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区役所本庁舎8階 総合政策部情報戦略課: 埴
電話 03(5273)3871(直通)
 - (5) 提出方法 上記提出期限までにご提出ください(郵送の場合は簡易書留)
- ※ 参加申請書を提出し、上記「3応募資格等」を満たす事業者に対し、「新宿区ネットワーク管理支援業務委託要件定義書」(以下、「要件定義書」という。)及び付属資料を各1部ずつお渡しします。

5 企画提案の条件

- (1) 参加手続後にお渡しする「要件定義書」にもとづく企画提案並びに当該ネットワークの運用業務を行なえることとします。
 - (2) 令和7年度における当該業務の履行期間は、プロポーザル終了後、契約締結の翌日(令和7年7月中を予定)から令和8年3月末までとします。なお、新宿区ネットワーク管理支援業務に係る委託の範囲は、各要件にもとづき、以下の業務委託等を行なうことを予定しています。
 - ① 現行事業者からのネットワーク管理支援業務の引継ぎ
 - ② ネットワーク管理支援業務の運用
 - ③ その他、上記の各事項に付帯する事項
 - (3) 経費の上限
 - ① ネットワーク管理支援業務開始に伴う初期経費
¥1,914,000円(消費税等含む)
 - ② ネットワーク管理支援業務の運用経費(令和7年度(7か月)の運用上限経費)
¥13,398,000(消費税等含む)
- ※ ただし、企画提案にあたっては、3年(36ヶ月)とし、経費を積算してくだ

さい。

※ 毎年度評価を行い、履行成績が良好な場合、令和10年8月末まで引き続き契約ができるものとする。

③ その他、ネットワーク管理支援業務の環境構築・運用に必要となる経費

6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案について

「要件定義書」を参照のうえ、「企画提案書」、要件定義書に記載の資料を区に提出してください。

(2) 企画提案書の様式について

・企画提案書は、別紙様式1「企画提案書」、別紙様式2「内容・分担に係る企画提案書」を用いてください。

・様式1は横書きとし、次に掲げる事項をすべて含むように作成してください。また、企画提案に情報技術等に関する専門用語を含む場合は、用語の説明を付すなど、可能な限り、簡潔且つ明瞭に記載してください。

① 参加事業者の会社概要（特徴・優位点・業務内容等）

② 「3 応募資格等」に掲げる実績

③ 運用管理体制・要員・役割分担

④ 別紙「要件定義書」の第6項に掲げる運用内容

・別紙様式2は横書きとし、可否については「○」または「×」を、「作業主体」については各項目の主に作業を行う従業員を記載してください。

また経常業務、年次作業、構成管理それぞれに別途提案がある場合は行を追加して提案内容を記載してください。

(3) 経費見積書について

・経費見積書は横書きとし、初期経費と運用経費（36ヶ月分）のそれぞれの総額（消費税込み）と内訳について明確に記載をお願いします。

(4) 提出物及び部数

① 「企画提案書」 7部

② 「経費見積書」 7部

(5) 提出期限 令和7年6月10日（火）午後5時

※ 提出期限までに書類の提出がない場合は、参加辞退とみなします。

(6) 提出先 新宿区役所本庁舎8階 総合政策部情報戦略課 担当：埜

電話 03(5273)3871（直通）

(7) 提出方法 提出期限までに、各提出物一式をCD-ROM等に収め、上記(3)の提出物とともに、一括して持参してください（郵送不可）。

また、持参の際はあらかじめ来庁日時を提出先へ連絡してください。

(8) その他 上記(3)の提出物については、事業者名を表記しないでください。

また、CD-ROM等に収める各提出物一式については、事業者名を表記したものを収録してください。

7 企画提案の選定

- (1) 企画提案の提出後、「新宿区ネットワーク管理支援業務委託に係る事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、各提案事業者から提出のあった書類についての第1段階評価及びその他必要な調査等を行います。
- (2) 第1段階評価及びその他必要な調査等の実施期間は、令和7年6月11日（水）から6月20日（金）を予定しています。
- (3) 第1段階評価及び必要事項等の調査終了後、参加事業者のうち区の評価基準点を満たす評価得点上位3者の企画提案について、企画提案書提出事業者による企画提案説明会（プレゼンテーション）を実施します。
 - ※ 実施日時等は、別途、お知らせします。（令和7年6月20日（金）を予定）
 - ※ 区の評価基準を満たさない企画提案は、いずれも不採用となります。
- (4) 選定委員会において、プレゼンテーション、企画提案の内容及び経費見積書について第2段階評価を行ない、区の評価基準を満たした企画提案の中から、合計評価点が最も高い企画提案を選定します。

8 評価基準概要

企画提案の選定に係る評価の項目は以下のとおりです。

項番	評価分類	評価項目	第1段階 評価	第2段階 評価
1	事業者の評価	事業者の特徴・優位点・業務内容等	○	○
2		ネットワーク管理支援業務の実績		
3	運用管理体制・要員・役割分担	運用体制・役割分担 要因の資格要件	○	○
4	ネットワーク管理支援要件の評価	経常業務に係る提案	○	○
5		年次作業に係る提案		
6		構成管理に係る提案		
7		現状の課題に係る提案		
8		経常業務内容・分担に係る提案		
9		年次作業内容・分担に係る提案		
10		構成管理内容・分担に係る提案		
11	コストパフォーマンス評価		※	○

※評価して採点は行いませんが、「5 企画提案の条件 (3) 経費の上限」記載の上限を超えた場合は失格とします。

9 参加辞退

参加手続後、当該プロポーザルの参加を辞退する場合は、プレゼンテーションまでの間に、区から交付した書類一式を返却すると共に、区が提示する参加辞退書に辞退の理由等を記入のうえ、区担当まで提出してください。

10 参加経費等

- (1) 本プロポーザルに参加し、又は、参加するための準備に要した費用は、参加予定事業者及び参加事業者の負担とします。
- (2) 区に提出された企画提案書等については、参加事業者への返却は行いません。
- (3) 採用された企画提案については、区と事業者と協議のうえ、選定委員会の評価結果に抵触しない範囲内において、変更できるものとします。

11 参加事業者の失格

参加事業者が以下に掲げる事項に該当した場合は、失格とします。

- (1) 上記「3 応募資格等」を失った場合
- (2) 所定の手続きを遵守しなかった場合
- (3) 企画提案等の書類に虚偽の記載を行った場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

1 2 その他

- (1) 企画募集提案及び要件定義書等について質疑がある場合は、質疑書に必要事項を記載のうえ、令和7年5月26日（月）午後5時までに区担当まで提出してください。
- (2) 参加事業者は、以下に掲げる事項に留意してください。
 - ① 事故又は不正な行為など、プロポーザルの実施に重大な支障があると区が認めた場合は、本プロポーザルの中止又は実施日程等を変更することがあります。
 - ② プロポーザルの実施に際し、区から受領又は閲覧した資料等は、区の了解なく公表又は使用しないでください。また、区から受領した資料等について、辞退又は失格となった場合を除き、当該プロポーザルの終了とともに、事業者の責任において破棄してください。
 - ③ 参加事業者への選定結果の通知は、令和7年7月11日（金）以降を予定しています。
 - ④ 事業者の選定後、企画提案の内容又はその他の事項について、区と選定された事業者との協議が整わないときは、次点の企画提案として評価した事業者と協議のうえ、次点の企画提案事業者を選定することがあります。
 - ⑤ 企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しません。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しません。
 - ⑥ 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出してください。

以上